

取扱区分：「公開」

令和元年第5回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年5月10日(金) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

# 令和元年第5回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年5月10日（金） 午前10時00分 ～10時42分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 H

### 3 会議に付した議案

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第12号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第14号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第15号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件
報告第21号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第22号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	7件
報告第23号	非農地証明について	3件
報告第24号	農地所有適格法人報告書の提出について	7件

### 4 出席委員

第1番 藤井 孝 君	第2番 田中 榮作 君
第3番 高橋 恵 君	第5番 秋 貞 啓子 君
第6番 徳本 勉 君	第7番 山崎 光夫 君
第8番 弘中 壽 君	第9番 岩田 実 君
第10番 藤原 典子 君	第11番 松田 孝行 君
第12番 林 俊一 君	第14番 歳光 時正 君
第15番 原田 雅之 君	第16番 笠井 保雄 君（職務代理者）
第17番 西田 孝美 君（会長）	

5 欠席委員

第4番 佐伯伴章君

第13番 竹安昌巳君

6 事務局職員

局長 山本博彦

次長 原田省二

次長補佐 時重智一

書記 松原義孝

<p>事務局長</p>	<p>改めまして、皆さん、おはようございます。</p> <p>総会に入ります前に、5月から改元に伴いまして、この度より表記を令和元年とし、議案番号等の番号については、今までの通し番号にて取り扱いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、先ず、定足数の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、第4番佐伯伴章委員、第13番竹安昌巳委員の2名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、議長よろしく願いいたします。</p> <p>開会（午前10時00分～）</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>それでは只今から、令和元年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第3番、高橋 恵委員さん、第11番、松田 孝行委員さんのご両名をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第11号を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の1、576平方メートルでございます。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第9番</p> <p>岩田 実委員</p>	<p>権利移動につきましては、譲渡人は、高齢により、耕作が困難であるため、譲り渡したいとのことと、譲受人は、保有地の隣地であり、規模拡大と耕作の効率を図るため譲り受ける意向であります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。</p> <p>まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。</p> <p>第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。</p> <p>第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。</p> <p>第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約94アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。</p> <p>第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。</p> <p>次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を作付けされる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>第9番の岩田です。</p> <p>議案第11号1番について、ご説明します。</p> <p>4月25日事務局長と共に現地で現地確認をしました。</p> <p>●●野菜団地の一角にあり、地目は畑で面積は1,576平方メートル全体が耕作され、数種類の野菜が作付けされておりました。</p>
--	--

<p>議長（西田会長）</p>	<p>同日、双方の自宅へ伺い意思確認をしました。</p> <p>譲渡人は、高齢で後継者もなく、譲り渡すとのことでした。</p> <p>なお、譲受人は数年前から借地として耕作されておりまして、隣接地農地でもあり、譲渡人からの要請で譲り受けるとのことでした。</p> <p>後継者もおられ、農機具、作業用倉庫等がそろっており、野菜団地の中でも中核的な農家で、今後も活躍が期待される場所です。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第11号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号2番を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2番について、ご説明します。</p> <p>申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の332平方メートルでございます。</p> <p>権利移動につきましては、譲渡人は、遠方に住んでおり、耕作や管理が困難であるため、譲渡したいとのことと、譲受人は、規模拡大と耕作の効率を図るため譲り受ける意向であります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。</p> <p>まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は農機具の保有状況等からみても又、自宅の隣接地であり通作距離もなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第10番</p> <p>藤原 典子委員</p>	<p>第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。</p> <p>第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。</p> <p>第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約27アールで、当地区の20アールの下限面積要件を満たしております。</p> <p>第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。</p> <p>次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜や柑橘類等を栽培される計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>10番の藤原です。</p> <p>議案第11号2番について、ご説明いたします。</p> <p>5月4日に申請地にて譲受人にお会いして現地調査をいたしました。</p> <p>申請地は、数年前は他の方が畑として使用していましたが、現在は一面草が生い茂ってました。</p> <p>譲受人は、申請地の南側の畑を借りて、ポンカン、みかん、ザボン、かぼす、梨、りんご、柿、キウイ、アーモンドを植えておられ、申請地にも同様の柑橘類や大根や芋などの野菜も栽培するとのことでした。</p> <p>農機具は、10馬力の耕耘機、ハンマーナイフ、トップカー、それに水田を所有しておられ、田植機や稲刈機を所有されています。</p> <p>譲受人の住所は、周南市●●になっておりますが、ここは、長男家族が住んでおり、実際に譲受人が居住しているのは、申請地から10メートルのと</p>
--	---

<p>議長（西田会長）</p>	<p>ころにある、昔からのご自宅です。</p> <p>また、申請書の職業が自営業となっていますが、経営している建設会社は長男に譲っておられ、会社には月に3、4日郵便物を見に行くだけで、もっぱら農作業に従事しているそうです。</p> <p>稲作の忙しい時期には、長男に電話して休みの日に手伝ってもらっているとのことです。</p> <p>今回の件は、譲渡人から買ってほしいという申出があり、自宅から近いし耕作している畑と隣接しているので、購入を決めたと言われました。</p> <p>譲渡人については、遠方なので5月5日に電話で意思確認しました。</p> <p>譲渡人は、病気をしたことや娘しかいないことなどを考え、また、遠方に住んでいるので、今後も管理ができないので、土地を処分したいと思い、近所に住む譲受人に購入を頼んだと言われました。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第11号の2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号3番を議題としますが、この議案については、</p> <p>●●委員が関係しておりますので、退席をお願いします。</p> <p>（●●委員退席）</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>3番について、ご説明します。</p> <p>申請地は、周南市大字●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の644平</p>
<p>事務局長</p>	



<p>議長（西田会長）</p> <p>第12番</p> <p>林 俊一委員</p>	<p>方メートルでございます。</p> <p>権利移動につきましては、高齢で耕作ができず、後継者もないことから、譲渡したいとのことで又、譲受人は、規模拡大と耕作の効率を図るため譲り受ける意向であります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。</p> <p>まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は農機具の保有状況等からみても又、自宅の隣接地であり通作距離もなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p> <p>第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。</p> <p>第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。</p> <p>第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約8.4ヘクタールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。</p> <p>第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。</p> <p>次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻苗の育成に利用される計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>12番の林です。</p> <p>議案第第11番3号の申請について、去る4月29日に譲渡人とは電話で、譲受人とは申請地にて面談調査した結果について、ご報告いたします。</p>
---	--

<p>議長（西田会長）</p>	<p>申請地は、譲受人が住んでいる宅地のすぐ横にあります。</p> <p>地目は、田であります。数年前から譲受人が水稻の種苗を育成するために、借りて保全管理している申請地であります。</p> <p>現地確認した時は、きれいに草刈りをされて水稻の種苗も並べておられました。</p> <p>譲渡人も高齢のため耕作できるものもおらず、農業後継者もないため譲受人に相談して、譲渡したいということでもあります。</p> <p>譲受人は、長年の農業実績もあり、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第11号の3番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。</p> <p>（●●委員着席）</p>
<p>事務局次長</p>	<p>続きまして、議案第12号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、千葉県流山市に居住の方です。</p> <p>申請地は、休耕地であり、景観改善のため、桜・楓・百日紅・ナナカマドなどの植樹をするものです。</p>

先ず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南東に約1.2キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、それぞれ次のとおりです。

周南市大字●●字●●615番2、地目は「畑」で地積は39平方メートル、同じく633番、地目は「畑」で地籍は50平方メートル、同じく634番、地目は「田」で地籍は323平方メートル、同じく635番1、地目は「田」で地籍は114平方メートル。

それから、大字●●字●●638番1、地目は「田」で地籍は600平方メートル、同じく638番2地目は「田」で地籍は180平方メートル、同じく栗成654番1、地目は「田」で地籍は660平方メートル、同じく655番1、地目は「田」で地籍は260平方メートル。

以上、合計8筆の面積が、2,226平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、現地の写真でございます。

なお、本件は平成30年10月頃に着手しており、無断転用にあたりませんので、農業振興地域の整備に関する法律並びに農地法を遵守する旨の始末書が、平成31年1月28日付けで提出されております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、既に事業が着手されております。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され



<p>事務局次長</p>	<p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第12号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第5条による許可申請は1議案2件でございます。</p> <p>それでは、1番からご説明いたします。</p> <p>譲受人は、市内に居住する会社役員の方です。</p> <p>隣接する家屋を倉庫として使用するために、申請地を駐車場及び回転場として使用するものです。</p> <p>譲渡人は、遠方に住んでおり、農業や管理もできないため、譲り渡したいとの申出から、今回の申請になったものです。</p> <p>まず、申請地の位置からご説明いたします。</p> <p>申請地は、●●支所から東に約1.4キロメートルのところに位置しております。</p> <p>申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●2161番1、地目は「畑」地積は161平方メートル、同じく2161番4、地目は「畑」地積は197平方メートル、2筆の合計358平方メートルでございます。</p> <p>こちらが、分間図でございます。</p> <p>続きまして、土地利用計画図でございます。</p> <p>それから、現地の写真でございます。</p> <p>申請地は、南北で高低差があり石積み擁壁があるため、敷地全体を使用することができません。</p> <p>また、進入路が、狭い坂道からであり、周囲に迷惑をかけることの無いよ</p>
--------------	--

<p>議長（西田会長）</p> <p>第6番</p> <p>徳本 勉委員</p>	<p>うに、車2台を駐車及び回転するためには、ある程度の広さが必要となります。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。</p> <p>まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。</p> <p>資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されており、適当であると判断されます。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。</p> <p>遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。</p> <p>行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。</p> <p>以上でございます、よろしくご審議お願いします。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>6番の徳本です。</p> <p>先日、現地確認、譲渡人に電話で意思確認をしました。</p> <p>基本的に事務局の説明通りです。</p> <p>現地は荒れ放題の畑です。</p> <p>周辺農地はありませんので、特に問題は無いと考えています。</p> <p>ただ、譲渡人に確認したところ、とにかく売りたいのだと、焦っておられた様な感じでした。</p> <p>この辺の情報というのが、多分現地、推進委員の人が、やるかどうかとい</p>
--	--

<p>議長（西田会長）</p> <p>徳本 勉委員</p> <p>議長（西田会長）</p> <p>徳本 勉委員</p> <p>議長（西田会長）</p> <p>事務局次長</p>	<p>う意識を確認されていると思うのですが、私の方には伝わってきませんでした。</p> <p>その辺の所有者の耕作の意思とか、その辺の意思が伝わらないので、その辺に問題があるような気がしました。</p> <p>以上です、よろしくをお願いします。</p> <p>徳本委員さん、今のは。</p> <p>そういうことが、あるのではないかという、提案です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第13号の1番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号2番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、2番をご説明いたします。</p> <p>申請人は、下松市に居住している会社員の方です。</p> <p>将来両親の面倒を見るために、実家近くの父親である貸付人が所有する土地に、自己用住宅を建築するものです。</p> <p>貸付人は、申請人の申出を受け、今回の申請になったものです。</p> <p>先ず、申請地の位置からご説明いたします。</p> <p>申請地は、●●●支所から西へ約890メートルのところに位置しております。</p> <p>申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●●●●225番15、地</p>
--	--

目は「田」地積は75平方メートル、同じく229番1、地目は「田」地積は1,006平方メートルのうち424平方メートル、2筆の合計499平方メートルでございます。

続きまして、分間図でございます。

229番1につきましては、その一部が申請地となっております。

続きまして、土地利用計画図でございます。

次に、建物立面図でございます。

それから、現地の写真でございます。

それでは、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

#### 【農地区分説明図】

まず、農地区分につきましては、水管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入仮申込結果通知書が添付されており、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により確実と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましては集落排水への接続です。又、雨水につきましては、既存水路への放流でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます、よろしくご審議お願いします。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

議長（西田会長）



<p>第3番</p> <p>高橋 恵委員</p>	<p>3番高橋です。</p> <p>議案第13号2番につきまして、5月4日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので、報告します。</p> <p>なお、譲受人とは電話にて確認いたしました。</p> <p>譲渡人と譲受人とは親子で、父の所有する申請地を借り受け自己用住宅を建築するとのことでした。</p> <p>申請地は昨年までは、譲渡人が水稻を耕作していましたが、譲受人の申し出に応じ、申請地の一部を貸し付けることにしました。</p> <p>また、残りの部分については、今後も譲渡人が野菜などを耕作していきたいとのことでした。</p> <p>書類等も完備されておりますので、問題ないと思われまますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第13号の2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を、ご説明いたします。</p> <p>第12区大向地区において、農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、周南市農業委員会では、平成31年3月20日から、4月19日の概ね1ヶ月間の公募を行いました。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>その結果、4月22日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を設置し、候補者の選考を行ったところです。</p> <p>これにより、農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会に関する法律第17条第1項で、農業委員会が委嘱する規定となっておりますことから、ご承認についてお諮りするものです。</p> <p>推進委員の氏名等につきましては、掲載のとおりで、委嘱期間は、令和元年5月10日から令和2年7月23日まで前任者の残りの期間となります。</p> <p>なお、委嘱状交付式については、本日午後1時より共用会議室Cにおいて執り行う予定にしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案14号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第14号につきまして、採決を行います。</p> <p>承認とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第14号は承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を、ご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>4月16日、高瀬・夏切・埴地区の●●●推進委員さんから、一身上の都合により、辞任届と診断書が提出されました。</p> <p>この推進委員の辞任につきましても、農業委員会に関する法律第23条で正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得てできると、なっておりますので、この度お諮りするものです。</p>

<p>議長（西田会長）</p>	<p>なお、幹事会においては、総会へ諮ることのご承認をいただいております。 以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案15号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第15号につきまして、採決を行います。</p> <p>承認とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第15号は承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、審議案件は終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第21号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第21号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。</p> <p>内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第21号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第22号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の7ページ及び8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第22号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご</p>



<p>議長（西田会長）</p>	<p>それでは、報告第24号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。</p> <p>農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。</p> <p>今回は7件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第5回周南市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会（午前10時42分）</p>
-----------------	---

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年5月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 高 橋 恵

委 員 松 田 孝 行